介護保険　主治医意見書作成料請求書

令和			年			月分

保険者番号	4	2	2	0	7	1

被保険者											
被保険者番号											
（フリガナ） 氏名											
生年月日	1明治　2大正　3昭和									性別	1　男 2　女
			年			月			日		

請求医療機関											
事業所番号											
事業所名称											印
所在地	〒 TEL										

作成依頼日	令和			年			月			日	依頼番号										保険者確認	
意見書作成日	令和			年			月			日	意見書送付日	令和			年			月			日	

意見書作成料	種別	1　在宅　　2　施設	1　新規　　2　継続	金　額						円

診断・検査費用	内訳	点数				摘要						
	初診料											
検査	胸部単純Ｘ線撮影											
検査	血液一般検査											
検査	血液化学検査											
検査	尿中一般物質定性・判定量検査											
	合計					点数合計×10円						円

請求額							
	意見書料						円
	診断・検査費用						円
	消費税						円
	合計						円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診療・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。　（※初診料　2,910円（2024年度診療報酬単価に基づき））

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

・胸部単純Ｘ線撮影・血液一般検査・血液化学検査・尿中一般物質定性・判定量検査